

精神障害者の雇用を取り巻く状況

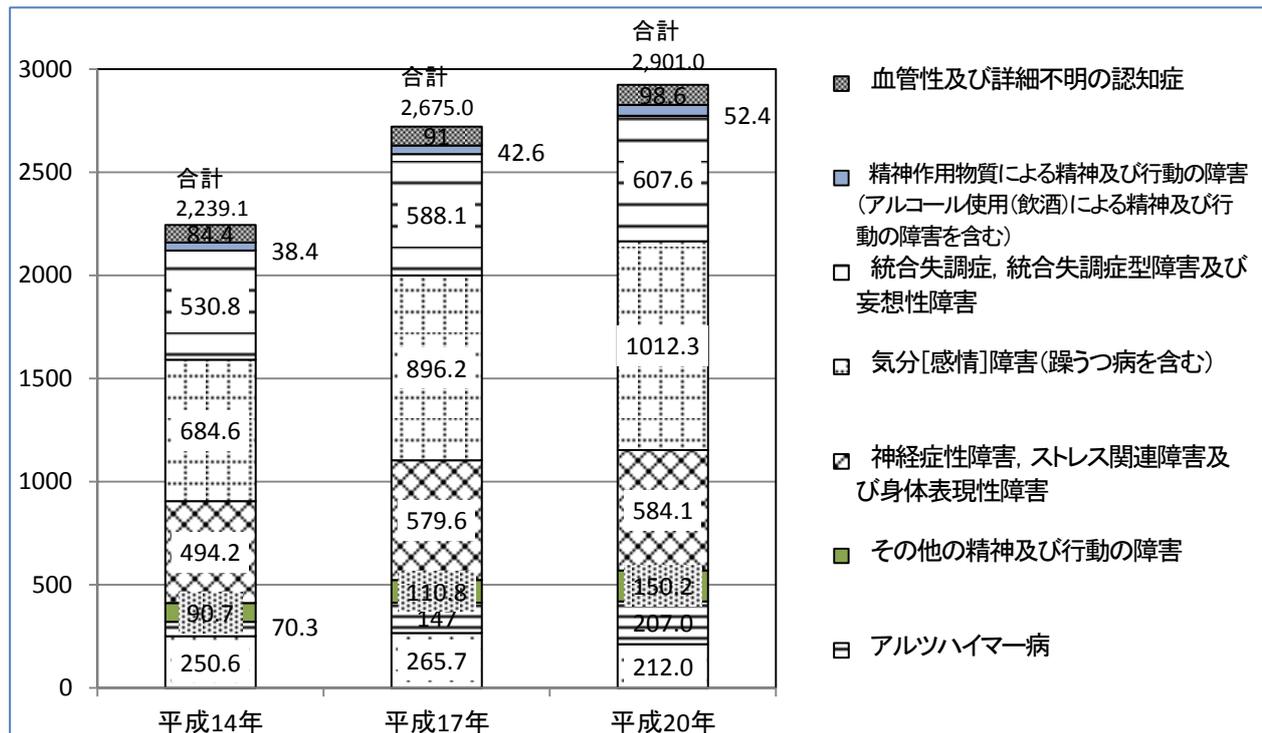
(参考資料)

1. 精神障害者数

(1) 精神疾患患者数

<図表> 種類別精神障害者数の推移(精神障害・外来)

単位:千人

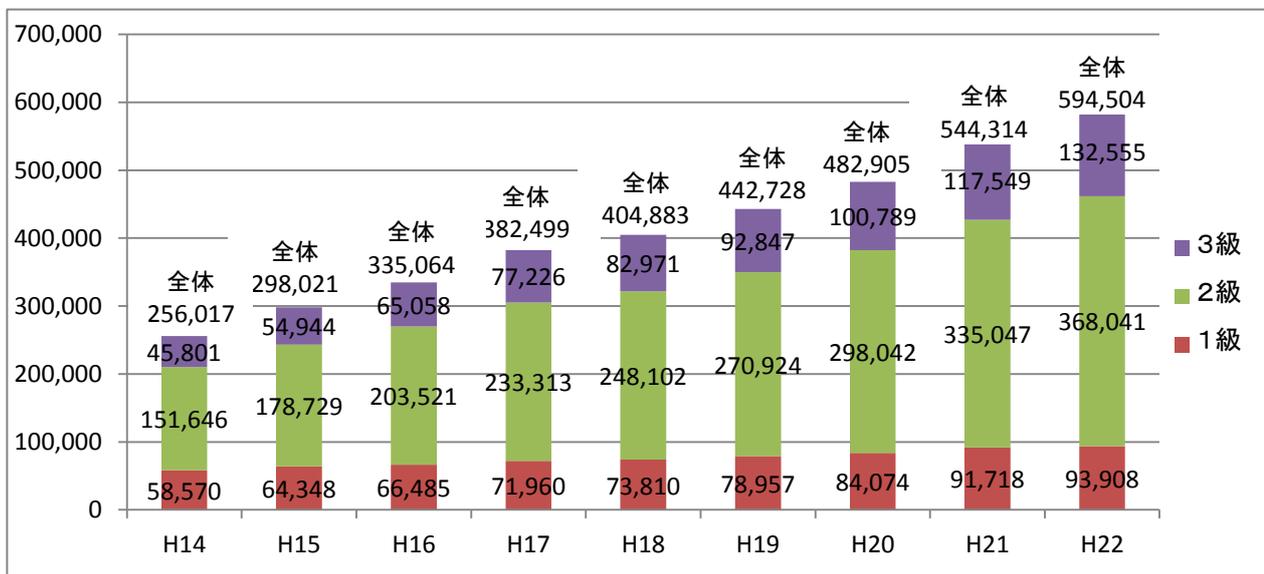


※厚生労働省「患者調査」より作成、疾患名については調査時点のものである。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の交付数

<図表> 精神障害者保健福祉手帳の交付数

単位:人



注1: 「精神障害者保健福祉手帳」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき、精神障害者が都道府県知事又は指定都市の市長に申請し、精神障害の状態にあると認められた時に交付される手帳をいう。

注2: 「1級」とは、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度、「2級」とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活が困難な程度、「3級」とは、日常生活又は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度、をい

注3: 上記の表は各年度末交付者数から有効期限切れのものを除いた数である。

(厚生労働省大臣官房統計情報部 保健・衛生行政報告 衛生行政報告例参照)

注4 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村が含まれていない。

2. 精神障害者の雇用状況

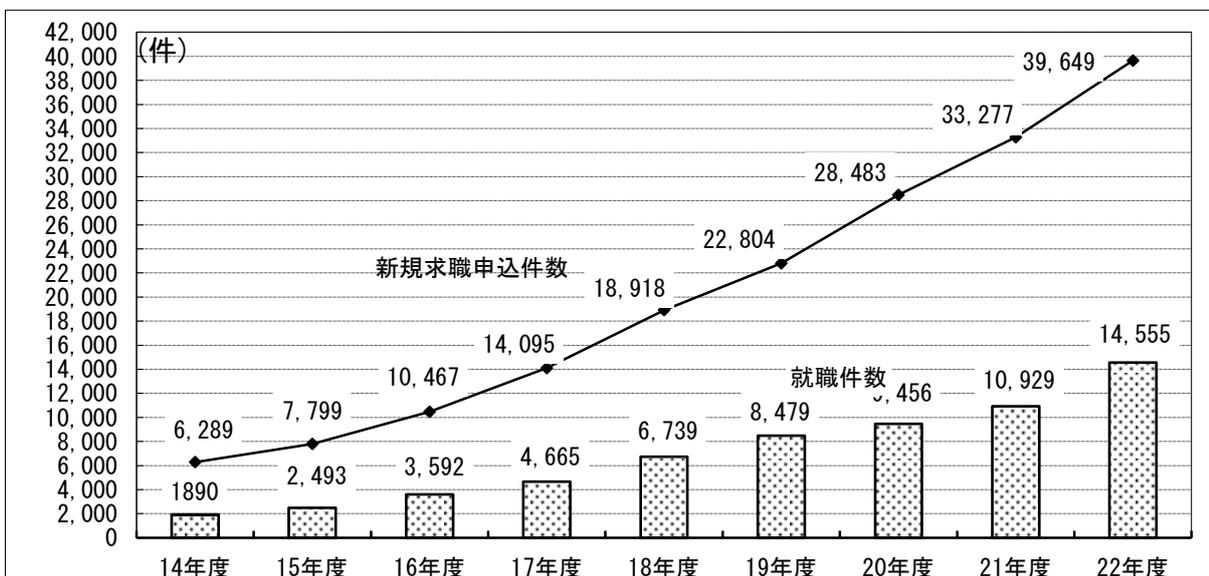
(1) ハローワークにおける職業紹介状況

<図表>ハローワークにおける精神障害者の職業紹介状況

(件、人、%、%ポイント)

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率 (③/①)	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度差
平成14年度	6,289	16.8	12,553	15.3	1,890	16.0	30.1	△ 0.1
15年度	7,799	24.0	14,333	14.2	2,493	31.9	32.0	1.9
16年度	10,467	34.2	16,667	16.3	3,592	44.1	34.3	2.3
17年度	14,095	34.7	19,149	14.9	4,665	29.9	33.1	△ 1.2
18年度	18,918	34.2	24,092	25.8	6,739	44.5	35.6	2.5
19年度	22,804	20.5	27,101	12.5	8,479	25.8	37.2	1.6
20年度	28,483	24.9	31,655	16.8	9,456	11.5	33.2	△ 4.0
21年度	33,277	16.8	38,488	21.6	10,929	15.6	32.8	△ 0.4
22年度	39,649	19.1	45,756	18.9	14,555	33.2	36.7	3.9

(精神障害者の就職件数及び新規求職申込件数の推移)



(参考) 障害者全体の職業紹介状況

(件、人、%、%ポイント)

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率 (③/①)	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度差
平成14年度	85,996	2.9	155,180	7.9	28,354	4.7	33.0	0.6
15年度	88,272	2.6	153,544	△ 1.1	32,885	16.0	37.3	4.3
16年度	93,182	5.6	153,984	0.3	35,871	9.1	38.5	1.2
17年度	97,626	4.8	146,679	△ 4.7	38,882	8.4	39.8	1.3
18年度	103,637	6.2	151,897	3.6	43,987	13.1	42.4	2.6
19年度	107,906	4.1	140,791	△ 7.3	45,565	3.6	42.2	△ 0.2
20年度	119,765	11.0	143,533	1.9	44,463	△ 2.4	37.1	△ 5.1
21年度	125,888	5.1	157,892	10.0	45,257	1.8	36.0	△ 1.1
22年度	132,734	5.4	169,116	7.1	52,931	17.0	39.9	3.9

【資料出所】厚生労働省「平成22年度 障害者の職業紹介状況等」

(2) 障害者雇用状況報告

<図表4> 障害者雇用状況報告における精神障害者の雇用状況

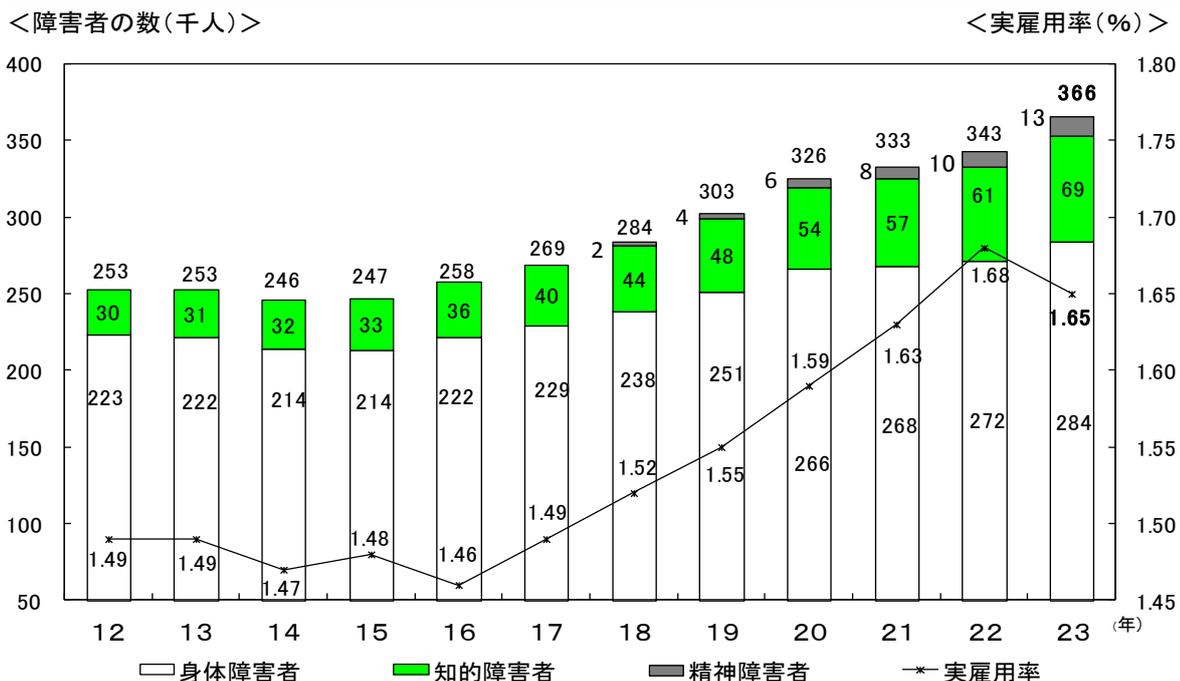
	精神障害者	精神障害者である短時間労働者	雇用率カウント		実雇用率	うち精神障害者分
				うち新規雇用分		
H18	1,646	543	1,917.5	567.0	1.52	0.01
H19	3,243	980	3,733.0	1325.0	1.55	0.02
H20	5,241	1,512	5,997.0	2039.5	1.59	0.03
H21	6,679	2,063	7,710.5	1988.0	1.63	0.04
H22	8,542	2,799	9,941.5	2307.0	1.68	0.05
H23	11,038	3,972	13,024.0	3190.5	1.65	0.06

※従業員56人以上規模企業の各年6月1日現在の状況

【資料出所】厚生労働省「障害者雇用状況報告」の各年度報告から作成

(参考) 障害者雇用の状況(平成23年6月1日現在)

- 民間企業の雇用状況 **実雇用率 1.65%** **法定雇用率達成企業割合 45.3%**
- 法定雇用率には届かないものの、**雇用者数は8年連続で過去最高**。障害者雇用は着実に進展。



(注)平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当でない状況である。

3. 精神障害者に対する雇用支援策の推移

	~H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
1. 雇用率制度																			実雇用率の算定(H18~)
2. ハローワークにおける職業相談、職業紹介等																			ハローワークにおける職業相談、職業紹介等(S63~)
																			精神障害者ジョブカウンセラーの配置(H9~)
																			精神障害者就職サポーターの配置 (H20~)
																			精神障害者雇用トータルサポーターの配置 (H23~)
																			ハローワークにおける求人開拓(H10~)
3. 助成金																			納付金制度に基づく助成金の支給(H4~)
																			特定求職者雇用開発助成金(H4~)
																			トライアル雇用(H11~)
																			精神障害者等ステップアップ雇用奨励金 (H20~)
																			精神障害者雇用安定奨励金 (H22~)
																			職場支援従事者助成金 (H23~)
4. 就労支援機関における支援																			障害者職業センターにおける職業評価、職業準備訓練等(S63~)
																			障害者就業・生活支援センター(H14~)
																			障害者職業センターによるジョブコーチ事業(H14)
																			職場適応援助者助成金(H17.10~)
																			精神障害者総合雇用支援(H17.10)
5. 就労支援ノウハウの普及・啓発																			精神障害者職業自立等啓発事業 (H11~)
																			働く障害者からのメッセージ発信事業 (H18~)
																			精神障害者雇用促進モデル事業の実施 (H21~)
																			精神障害者雇用管理ノウハウの蓄積・普及事業 (H23~)
6. 福祉、医療機関等との連携																			医療機関等との連携によるジョブガイダンス事業(H8~)
																			ハローワークを中心とした「チーム支援」(H18~)
7. 職業訓練																			職業能力開発校における職業開発(H4~)
																			障害者の態様に応じた多様な委託訓練 (H16~)

(参考) 精神障害者に対する主な雇用支援施策の実績

◎精神障害者を対象とした支援施策

① 障害者雇用率制度における精神障害者の特例 (H18～)

精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)を各企業の雇用率(実雇用率)に算定。短時間労働者である精神障害者についても0.5人分として算定。

精神障害者の雇用率カウント(各年6月1日現在) : 1917.5(H18) → 13024.0(H23)

② 精神障害者雇用トータルサポーターの配置 (H20～)

精神障害の専門的知識を有する「精神障害者雇用トータルサポーター」をハローワークに配置し、精神障害者等の求職者に対して専門的なカウンセリング、就職準備プログラム及び事業主への意識啓発等の支援を実施。

- ・新規対象者数 : 226人(H20) → 6,993人(H22)
- ・相談件数 : 14,306件(H20) → 32,589件(H22)
- ・就職に向けた次の段階への移行率 : 56.4%(H20) → 46.4%(H22)

③ 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金 (H20～)

一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者等ステップアップ雇用」に取り組む事業主に対し奨励金を支給。

- ・雇用開始者数 : 173人(H20) → 341人(H22)
- ・常用雇用移行率 : 45.2%(H22)

④ 精神障害者雇用安定奨励金 (H22～)

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、奨励金を支給。

- ・利用届件数 : 14件(H22)

⑤ 精神障害者に対する総合的雇用支援 (H17.10～)

地域障害者職業センターにおいて、専任の精神障害者担当カウンセラーを配置し、主治医等との連携の下、新規雇入れ、職場復帰、雇用継続に係る様々な支援ニーズに対して、総合的な支援を実施。(全国47センターと多摩支所で実施)

精神障害者雇用支援の実績

- ・職場復帰支援対象者数 : 509人(H18) → 1,779人(H22)
- ・職場復帰率 : 80.4%(H18) → 81.9%(H22)
- ・雇用継続支援対象者数 : 502人(H18) → 680人(H22)

(参考) 地域障害者職業センターの利用者数

- ・利用者数(精神障害者) : 5,620人(H18) → 9,481人(H22)

⑥ 医療機関等との連携によるジョブガイダンス事業 (H8～)

ハローワークから医療機関等に出向いて、利用者向けの就職活動に関する知識や方法等についてガイダンス及び職員向けの精神障害者等の雇用状況等に関するガイダンスを実施することにより、就職に向けた取組を的確に行えるよう援助を実施。

- ・連携施設数 : 229箇所(H17) → 404箇所(H22)
- ・実施回数 : 126回(H17) → 231回(H22)
- ・延べ対象者数 : 994人(H17) → 1,786人(H22)

◎精神障害者が利用できる主な支援施策

① ハローワークにおける職業相談・職業紹介

個々の障害者に応じた、きめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施。

- ・新規求職申込件数(精神障害者) : 6,289人(H14) → 39,649人(H22)
- ・就職件数(精神障害者) : 1,890人(H18) → 14,555人(H22)
- ・チーム支援の支援対象者数(精神障害者) : 853人(H18) → 5,155人(H22)
- ・チーム支援の就職件数(精神障害者) : 383人(H18) → 2,376人(H22)

② 特定求職者雇用開発助成金 (H14～)

ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成。

- ・支給件数(精神障害者) : 1,955件(H19) → 3,981件(H22)

③ 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業 (H11～)

障害者に関する知識や雇用経験がない事業所が、障害者を短期の試行雇用(トライアル雇用)の形で受け入れることにより、障害者雇用に取り組むきっかけをつくり、常用雇用への移行を目指す。

- ・雇用開始者数(精神障害者) : 188人(H14) → 2,358人(H22)
- ・常用雇用移行率(精神障害者) : 70.7%(H14) → 81.7%(H22)

④ 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業 (H14～)

職場への円滑な適応を図るため、職場にジョブコーチが出向いて、障害者及び事業主双方に対し、仕事の進め方やコミュニケーションなど職場で生じる様々な課題や職場の状況に応じて、課題の改善を図るための支援を実施。

- ・対象者数(精神障害者) : 163人(H14) → 698人(H22)
- ・職場定着率(精神障害者) : 60.4%(H14) → 81.1%(H22)

⑤ 職場支援従事者配置助成金 (H23～)

重度知的障害者又は精神障害者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、職場支援従事者の配置を行う事業主に対して、助成金を支給。

- ・支給件数(精神障害者) : 20件中7件(平成23年12月まで)

⑥ 障害者就業・生活支援センター事業 (H14～)

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携の拠点となり、障害者の身近な地域において、就業面及び生活面にわたる一体的な支援を実施。

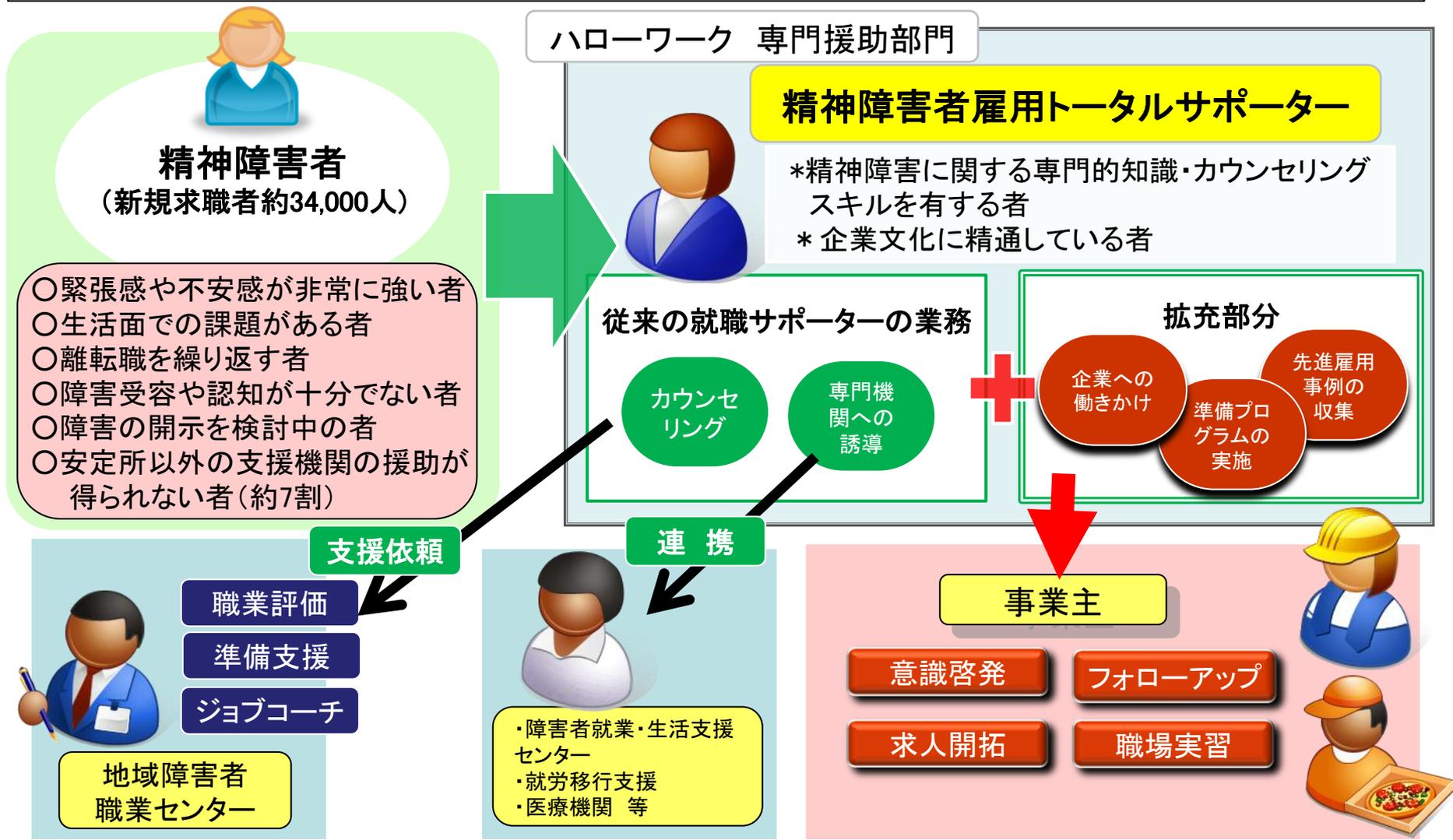
精神障害者の利用状況

- ・センター数 : 36センター(H14) → 272センター(H22)
- ・登録者数(精神障害者) : 499人(H14) → 21,007人(H22)
- ・就職件数(精神障害者) : 75人(H14) → 2,826件(H22)
- ・職場定着率(精神障害者) : 70.4%(H22)

精神障害者雇用トータルサポーター設置について

概要

精神障害者に対するカウンセリング等を行うため精神保健福祉士等の資格を有する精神障害者就職サポーターを配置してきたが、今後は、従来のカウンセリング等の業務に加え精神障害者に関する企業の意識啓発、雇用事例の収集、職場の開拓、就職に向けた準備プログラムや職場実習の実施、就職後のフォローアップなどを行う精神障害者雇用トータルサポーターとしてハローワークに配置することにより、精神障害者に対する総合的かつ継続的な支援を行う。



「精神障害者等ステップアップ雇用」による常用雇用への移行の促進

精神障害者等

- 心身が疲れやすい。
- 緊張しやすい。
- 判断・責任等のプレッシャーに弱いことがある。
- コミュニケーション能力に困難がある。
- 直ちに雇用率適用となる週20時間以上働くことが困難。

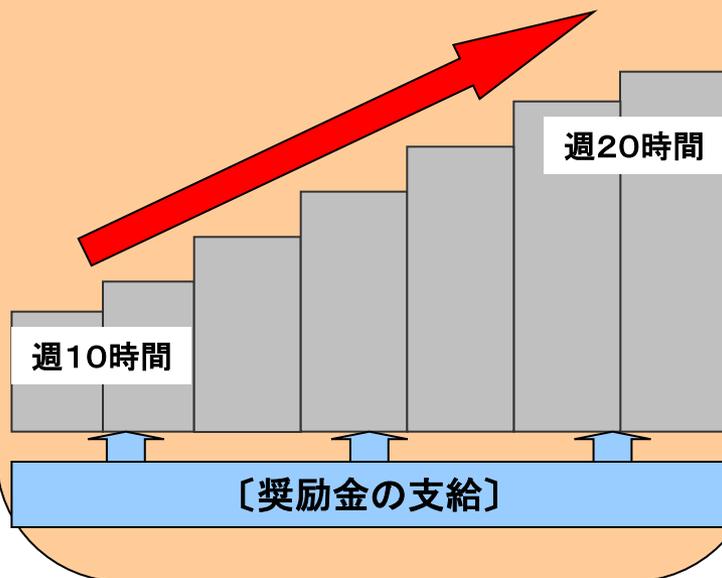


事業所

- 精神障害者等についての知識がない。
- 精神障害者等の受入れに不安がある。
- 精神障害者等の常用雇用に踏み切れない。

精神障害者等ステップアップ雇用

精神障害者及び発達障害者の障害特性に鑑み、一定の期間をかけて、仕事や職場への適応状況等をみながら、徐々に就業時間を伸ばしていくことで常用雇用への移行を目指します。



常用雇用

事業所と精神障害者等の相互理解

雇用経験や知識の取得、不安の除去
障害特性や職場適応の見極め等

◆ 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金

- 期間等
 - ・3ヶ月～12ヶ月
 - ・1週間の労働時間は10時間以上
 - ・ハローワークの職業紹介により雇入れ
 - ・事業主と対象精神障害者等との間で有期雇用契約を締結
- 奨励金の額
事業主に対し、ステップアップ雇用者1人につき、月2万5千円を支給(最長12ヶ月)
- 平成21年度実績 330人

◆ グループ雇用奨励加算金

精神障害者等がお互いに支え合いながら働けるグループ雇用は職場適応に効果的であることから、グループでステップアップ雇用を実施する場合は、グループ雇用奨励加算金が加算されます。

- グループ人数 2人～5人以下
- グループ雇用奨励加算金の額
1グループあたり月2万5千円を支給(最長12ヶ月)
- 平成21年度実績 24グループ

精神障害者雇用安定奨励金の概要（平成22年度～）

1 趣旨

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、新規雇用した精神障害者や在職中の精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、奨励金を支給する。

2 奨励金の内容

	対象	支給額	対象事業主
1	精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱した場合	雇用1人当たり 年180万円を上限 委嘱1人当たり 1回1万円	精神障害者を新規雇用する事業主
2	社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修させた場合	履修に要した費用の2/3 (上限50万円)	
3	社内で精神障害に関する講習を実施した場合又は従業員に外部機関が実施する精神障害者雇用に資する講習を受講させた場合	講習に要した費用の1/2 (1回5万円を上限、年5回を上限)	精神障害者を新規雇用又はうつ病等休職者を復帰させる事業主
4	在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置した場合	配置した在職精神障害者 1人当たり25万円	

精神障害者総合雇用支援

〔 全国の地域障害者職業センター及び多摩支所において実施 〕

雇用前

(雇入れ・就職に係るニーズ)

雇用後

(職場復帰に係るニーズ)

(雇用継続に関するニーズ)

雇用の段階に応じた様々な支援ニーズに対応

雇用促進支援

職場復帰支援

雇用継続支援

主治医等医療関係者との連携

(主治医からの対象者の病状に応じた支援方法に関する助言を踏まえた支援の実施、支援の実施状況の主治医への報告等)

事
〔事業主援助〕

・採用計画の立案

・職場の受入体制整備や配置等、雇用管理に関する助言

障
〔職業準備支援〕

・基本的労働習慣の体得
・不安の軽減
・集団適応
・コミュニケーション能力、対人対応力の向上

事
障
ジョブコーチの派遣による雇入れのための支援

雇入れ

※ 必要に応じて雇用継続支援へ

事 は事業主、障 は障害者に対する支援

事
障
復職に向けたコーディネート
(職場復帰の進め方等の調整)

障
〔リワーク支援〕
・生活リズムの立直し
・集中力の向上
・体調の自己管理、ストレス対処等
適応力の向上
〔リワーク支援〕

・職場の受入体制の整備、社内啓発
・復職後の雇用管理に関する助言

事
障
リハビリ出勤による復職前のウォーミングアップ

職場復帰

※ 必要に応じて雇用継続支援へ

定期的なフォローアップを通じた問題の早期把握 (※)

障
〔職場適応指導〕
作業能率、対人関係等、問題解決に向けた助言・援助

事
〔職場適応指導〕
・職場の支援体制の立直し
・障害者の状況把握や対処方法等に関する助言
・医療機関、家族との連携体制の整備

事
障
ジョブコーチの派遣による職場適応のための支援

安定した雇用継続

長期的なフォローアップ
(主治医、事業主との綿密な連絡調整)

医療機関等との連携による精神障害者等のジョブガイダンス事業

医療機関等を利用している精神障害者及び発達障害者を対象に、ハローワークの職員が医療機関等を訪問して、就職活動に関する知識や方法についてガイダンスを行うことにより、職業準備性や就職意欲を高め、就職に向けた取組を的確に行えるよう援助する。

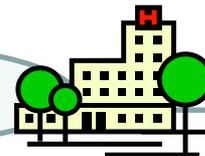
また、平成24年度より医療機関等の職員等を対象に、障害者の雇用支援策に関する理解等を促進するためのガイダンスを行い、医療機関等と安定所との連携による精神障害者等の職業紹介業務等を目指す。

ハローワーク



出向き、ガイダンスを実施

連携先機関



- 精神科病院
- 精神科診療所
- 精神保健福祉センター
- 保健所
- 障害福祉サービス事業者
- 発達障害者支援センター 等

【利用者向け】

- 対象者：就職意欲の高い「精神障害者」と「発達障害者」
- 内容：
 - オリエンテーション、職業講話（働く意義、労働市場の動向等）
 - 就職活動の方法（求人情報の見方、履歴書の書き方、電話の対応方法、面接の受け方等）
 - 職場におけるマナー
 - 服薬管理の重要性 等

【職員向け】

- 対象者：医療機関等の医師、看護師、保健師、医療ソーシャルワーカー等
- 内容：
 - 精神障害及び発達障害と雇用（雇用事例、その効果等）
 - 精神障害者等の雇用状況（障害者雇用率の状況等）
 - 安定所の業務内容
 - 安定所での相談・支援の進め方
 - 精神障害者等を支援する機関との連携等

就職に向けた取組
(就職活動、職業訓練等)

安定所と連携した就労支援

障害者就労に向けたハローワークを中心とした「チーム支援」

- 福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、**ハローワーク職員(主担当)と福祉施設等の職員、市町村の職員等がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施(平成18年度から実施)**

就職を希望している
福祉施設利用者等



就職に向けた取り組み

就職

企業



職場定着
職業生活
の安定

主査：ハローワーク職員

- ・専門援助部門が担当
- ・就労支援コーディネーターを配置し、関係機関と調整

副主査：福祉施設等職員

- 授産・更正施設、小規模作業所
- 医療・保健・福祉機関
- 特別支援学校
- 精神障害者社会適応訓練事業の協力事業所 等

市町村・専門機関の職員

- 障害者団体、障害者支援団体
- 地域障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター
- 職業能力開発校
- 障害者地域生活支援センター
- 福祉事務所 等

障害者就労支援チーム

就労支援計画の作成

チーム構成員が連携して支援を実施

フォローアップ

就労支援・生活支援

職場定着支援・就業生活支援

【22年度実績】

支援対象者数	16,682人
就職者数	8,554人
就職率	51.3%

特定求職者雇用開発助成金

(特定就職困難者雇用開発助成金)

1 概要

高年齢者や障害者などの就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。

2 助成期間と助成額

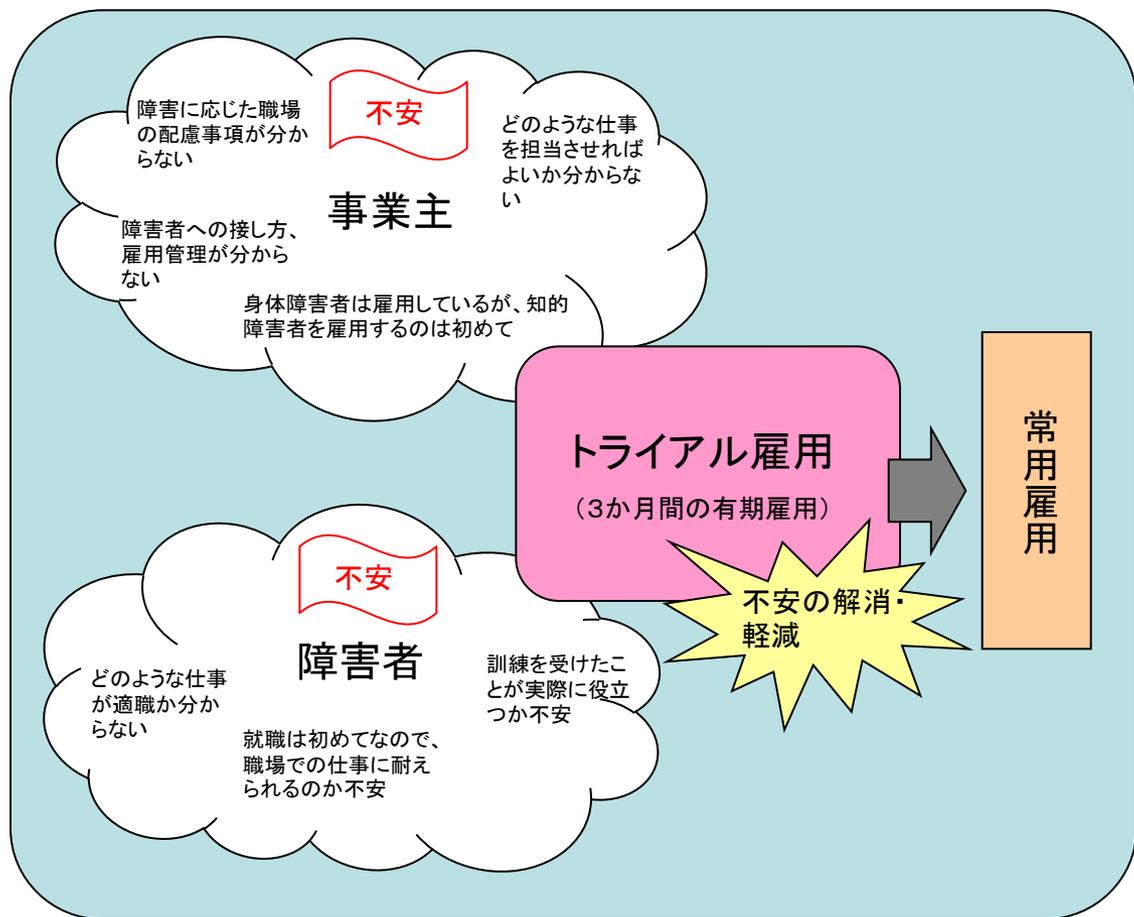
	助成額		助成期間	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業
○身体・知的障害者	50万円	135万円	1年	1年6ヶ月
○重度障害者等 (重度障害者・精神障害者・45歳以上の障害者)	100万円	240万円	1年6ヶ月	2年
○障害者(短時間労働者)	30万円	90万円	1年	1年6ヶ月

「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり ～障害者試行雇用事業～

障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者雇用に取り組む意欲があっても雇い入れることに躊躇する面もあります。

また、障害者の側でも、これまでの雇用就労経験が乏しいために、「どのような職種が向いているかが分からない」、「仕事に耐えられるだろうか」といった不安があります。

このため、障害者を短期の試行雇用(トライアル雇用)の形で受け入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することを目指します。



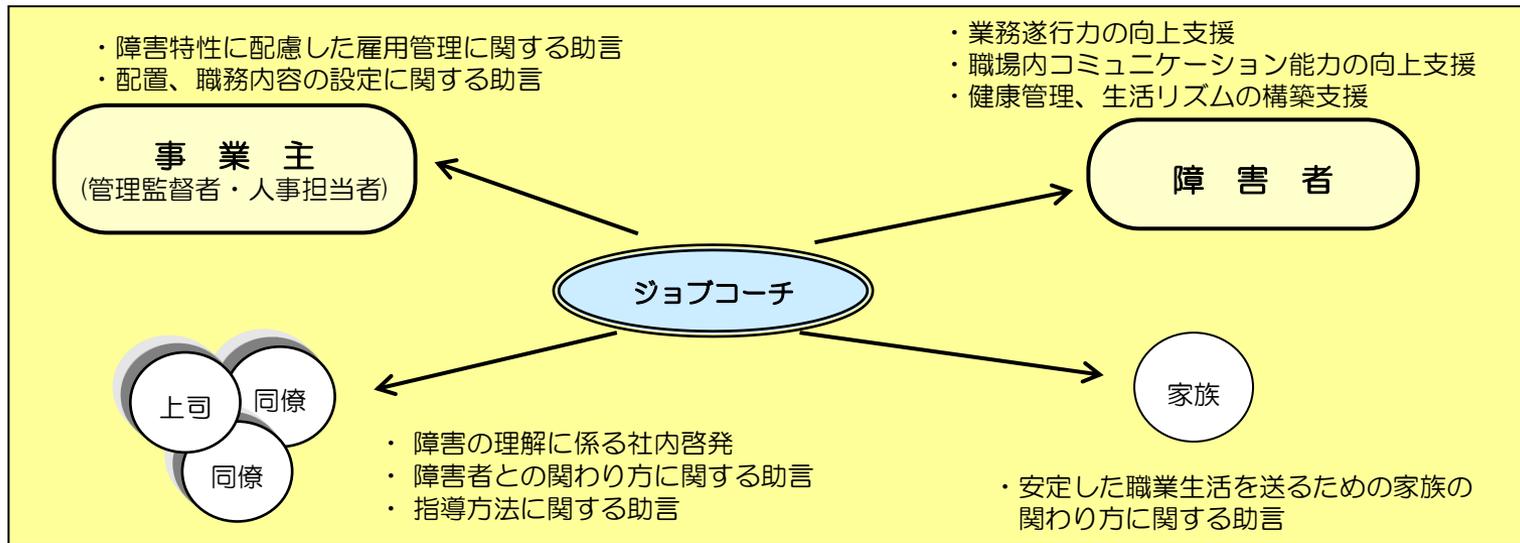
- 期間
3か月間を限度(ハローワークの職業紹介により、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結)
- 奨励金
事業主に対し、トライアル雇用者1人につき、月4万円を支給
- 対象者 (23年度)
9,000人
- 実績 (22年度)
開始者数 10,650人
常用雇用移行率 86.4%

職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

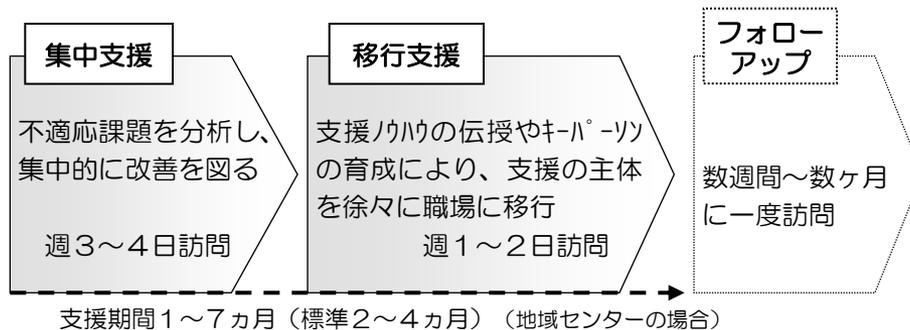
障害者の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、

- ・ 障害者に対する業務遂行力やコミュニケーション能力の向上支援
- ・ 事業主や同僚などに対する職務や職場環境の改善の助言を実施

◎支援内容



◎標準的な支援の流れ



◎ジョブコーチ配置数(23年3月末現在)

計1,142人	地域センターのジョブコーチ	306人
	第1号ジョブコーチ(福祉施設型)	744人
	第2号ジョブコーチ(事業所型)	92人

◎支援実績(22年度、地域センター)

支援対象者数 3,302人
 職場定着率(支援終了後6ヶ月) 87.6%

(支援終了後6ヵ月:21年10月～22年9月までの支援修了者の実績)

職場支援従事者（職場支援パートナー）配置助成金

1 趣旨

重度知的障害者又は精神障害者の方（65歳未満）を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、職場支援従事者（職場支援パートナー）の配置を行う事業主に対して助成金を支給します。

2 内容

助成対象

- **重度知的障害者又は精神障害者**（以下、対象障害者といいます）を雇入れ、**職場支援従事者（職場支援パートナー）**（※）を配置する事業主に対し、助成を行います。

※ 職場支援従事者（職場支援パートナー）とは

対象労働者の業務の遂行に関する必要な援助及び指導を行い、以下の要件に該当する者です。

- ①対象労働者が行う業務について1年以上の実務経験がある者
- ②対象労働者の業務の遂行に関する必要な援助及び指導を行うことができる場所に配置されている者
- ③以下のいずれかの要件を満たす方で、公共職業安定所長が認める者
 - ・特例子会社等での障害者の指導に関する経験が1年以上ある者
 - ・重度知的障害者及び精神障害者の雇用事業所での障害者の指導に関する経験が2年以上ある者
 - ・障害者の就労支援機関や医療機関などでの障害者の相談等に係る実務経験が1年以上ある者
 - ・障害者職業生活相談員の資格、又は、産業カウンセラーの資格を有する者
 - ・職場適応援助者養成研修修了者である者
 - ・精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士等の資格を有する者

支給額

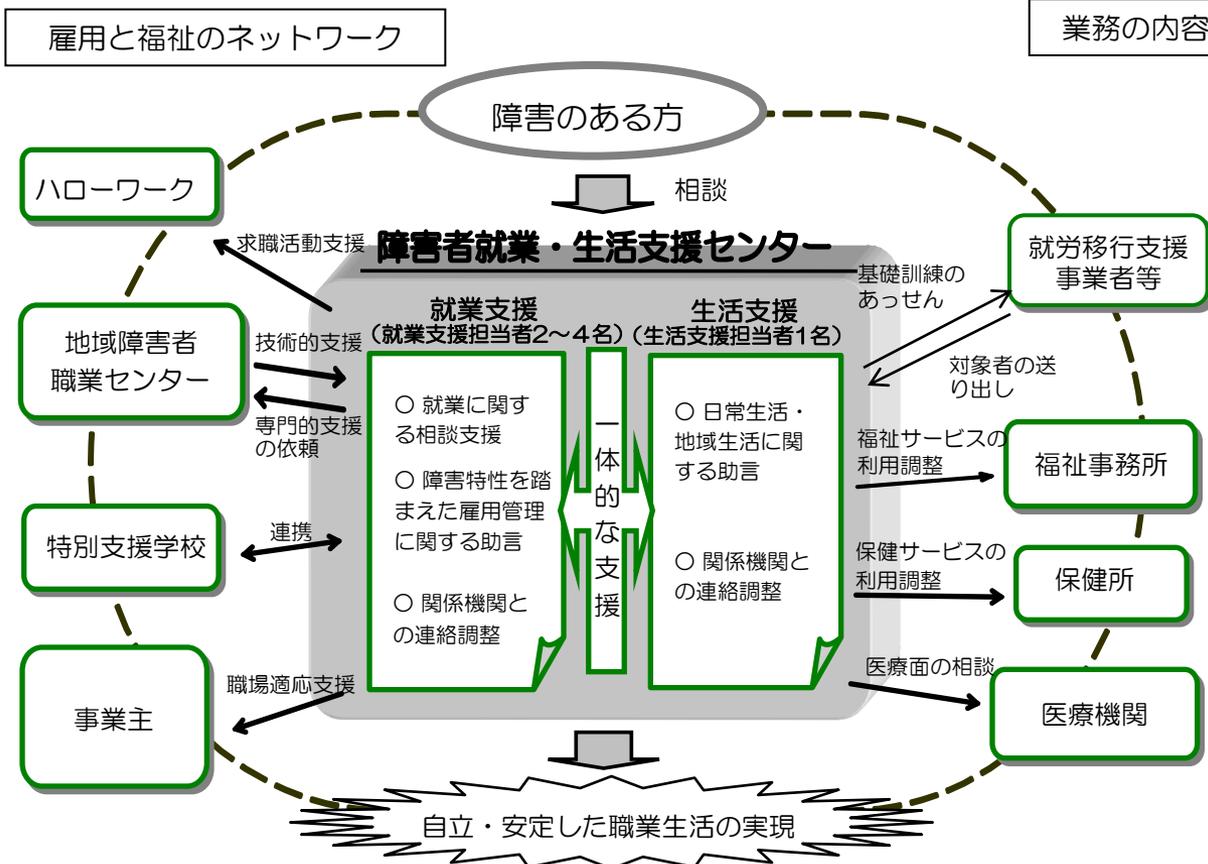
- 支給期間は**3年間**で、支給対象期ごとに支給されます。
- **職場支援従事者1人あたり3人を上限**とする支給対象労働者の数に、右に掲げる区分に応じた額を乗じて得た額（ただし、賃金額が上限）

	中小企業 以外	中小企業
短時間労働者 以外の者	3万円	4万円
短時間労働者	1.5万円	2万円

障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域においては、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う
「障害者就業・生活支援センター」の設置を拡充

平成14年度 21センター（14年5月事業開始時）→ 24年度 327センター（予定）



業務の内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

- ＜就業面での支援＞
- 就業に関する相談支援
 - ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・ 就職活動の支援
 - ・ 職場定着に向けた支援
 - 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
 - 関係機関との連絡調整
- ＜生活面での支援＞
- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
 - 関係機関との連絡調整

設置箇所数

24年4月現在 315センター

【22年度実績】	対象者数	78,063人	就職率	56.5%
	就職件数	10,266件		

地域障害者職業センターの概要

地域障害者職業センターは、公共職業安定所等の地域の就労支援機関との密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、全国47都道府県(ほか支所5か所)に設置。

障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施。

○ 職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

○ 職業準備支援

ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。

○ 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業

障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。

○ 精神障害者総合雇用支援

精神障害者及び事業主に対して、主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施。

○ 事業主に対する相談・援助

障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、事業主支援計画を作成し、雇用管理に関する専門的な助言、援助を実施。

○ 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施

障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言・援助を行うほか、関係機関の職員等の知識・技術等の向上に資するため、マニュアルの作成及び実務研修等を実施。